



平成30年 5月22日

各 位

会社名	フィード・ワン株式会社	
代表者名	代表取締役社長	山内 孝史
	(証券コード 2060 東証第一部)	
問合せ先	上席執行役員管理本部総務人事部長	青山 徹
	TEL 045 (311) 2300	

### 取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会の決議にて、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下について同じです。）に対する新しい株式報酬制度（以下、本制度といたします。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年6月28日開催予定の第4期定時株主総会（以下、本定時株主総会といたします。）に付議することと致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。なお、本定時株主総会において、本制度の導入について承認可決された場合には、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入致します。(注1)(注2)
- (2) 本制度の導入は、本定時株主総会において役員報酬議案に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、株式交付信託の仕組みを採用し、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、当社株式等といたします。）を取締役に交付する制度です。(注3)

(注1)当社は、取締役の報酬制度の決定に際し、指名・報酬会議に諮問し、社外取締役と緊密に意見交換を実施し、当該内容を踏まえ、取締役会で審議の上、報酬制度の株主総会への付議を決定しています。

(注2)これまで金銭で支給していた基本報酬について一部を切り替える形で、本制度に基づく株式報酬を導入致します。

(注3)本制度が導入された場合には、当社取締役の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動金銭報酬」並びに「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、従来どおり「基本報酬」のみとし、本制度の対象とは致しません。

#### 2. 本制度に係る報酬等の額及び内容

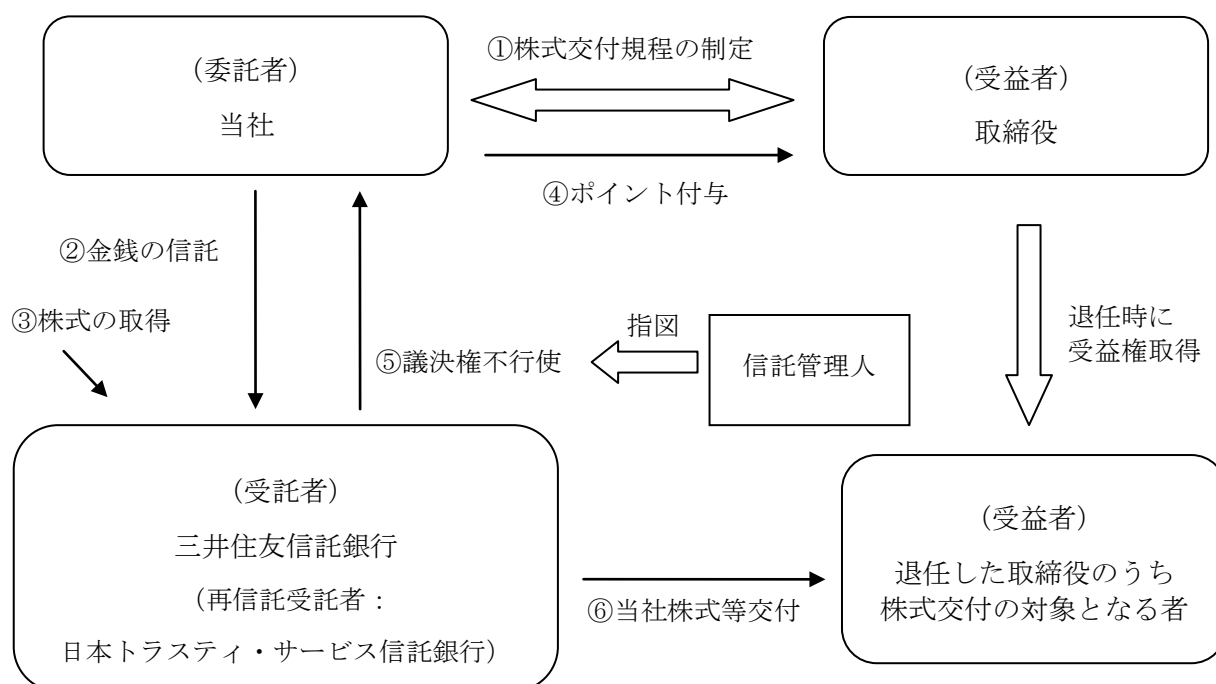
##### (1)本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、本信託といたします。）が当社株式を取得し、当社が定める「株式交付規程」に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等が本信託を通じて交付されます。

また、本制度においては、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33（2021）年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、対象期間といたします。）の間に在任する取

締役に対して当社株式等が交付されます。なお、当社取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### <本制度の仕組み>



※前記のとおり当社の執行役員についても本制度を導入した場合には、執行役員も本信託の受益者とするようになります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

#### (3) 信託期間

平成 30 年 8 月（予定）から平成33（2021）年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。ただし、後記(4)記載のとおり、信託期間の延長を行う場合があります。

#### (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、合計金90百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注:当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても本制度を導入した場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した本信託の期間 1 年につき金30百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与及び後記(7)の当社株式等の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式等の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本定時株主総会決議後に決定し、開示致します。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本定時株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### (6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり200,000ポイントを上限とします。

#### (7) 各取締役に對する当社株式等の交付

取締役は、上記(6)で付与されたポイントの数に応じて、下記の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

各取締役に對する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことと致します。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### (9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：当社取締役（当社執行役員についても本制度を導入した場合には当社取締役及び当社執行役員）のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成30年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成30年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成30年8月（予定）～平成33（2021）年8月（予定）
- ⑩ 信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上